

第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
(垂水7生産緑地地区ほか7地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中、垂水7生産緑地地区、有野61生産緑地地区、玉津113生産緑地地区の計3地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、有野60生産緑地地区ほか4地区を次のように変更する。

名 称	面 積
有 野 60 生産緑地地区	約 0.47 ha
道 場 21 生産緑地地区	約 0.47 ha
道 場 22 生産緑地地区	約 0.85 ha
八 多 23 生産緑地地区	約 0.14 ha
北別府 45 生産緑地地区	約 0.16 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の死亡若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。また、公共施設の敷地の用に供された生産緑地地区について変更を行うものである。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

名 称	変更前	変更後	増減	備 考
垂 水 7 生産緑地地区	約 0.17 ha	—	△約 0.17 ha	廃止
有 野 60 生産緑地地区	約 0.76 ha	約 0.47 ha	△約 0.29 ha	変更
有 野 61 生産緑地地区	約 0.07 ha	—	△約 0.07 ha	廃止
道 場 21 生産緑地地区	約 0.57 ha	約 0.47 ha	△約 0.10 ha	変更
道 場 22 生産緑地地区	約 0.98 ha	約 0.85 ha	△約 0.13 ha	変更
八 多 23 生産緑地地区	約 0.18 ha	約 0.14 ha	△約 0.04 ha	変更
玉 津 113 生産緑地地区	約 0.17 ha	—	△約 0.17 ha	廃止
北別府 45 生産緑地地区	約 0.32 ha	約 0.16 ha	△約 0.16 ha	変更
廃止 : 3 地区, △約 0.41ha 変更 : 5 地区, △約 0.72ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	517 地区	514 地区	△3 地区
面積	約 111.93 ha	約 110.80 ha	△約 1.13ha